

今後の教育改革について

戦後の教育改革の流れ

○昭和27年～昭和46年頃

：産業経済の発展と人材需要の増大等を背景とした教育の量的拡大等への対応

○昭和46年～昭和59年頃

：知識詰め込み型教育の弊害や児童生徒の問題行動への対応など、教育の質的改善のための改革

○昭和59年頃～

：臨時教育審議会の提言を受け、社会の諸相の様々な変化に対応するため、①個性重視、②生涯学習体系への移行、③変化への対応の3つの視点のもと、諸改革を実施

○平成12年頃～

：戦前以来の教育システムを抜本的に見直し、新しい時代にふさわしい教育の在り方について検討

今日の教育を取り巻く状況と課題

○規範意識の低下

- 日米中の比較調査によれば、学校における様々な規範についての意識が低い
- 時代とともに規範意識が低下

○地域・家庭の教育力低下

- 保護者のうち、約7割が家庭の教育力の低下を実感し、過半数が地域の教育力の低下を実感

○いじめ等児童生徒の問題行動の存在

- ネット上のいじめ問題の広がりなどの陰湿化

○学力と学習をめぐる状況

- 全国学力・学習状況調査
 - ・知識・技能を活用する力に課題
- 国際的な調査（OECDのPISA調査）
 - ・読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について調査
 - ①読解力の向上に引き続き課題
 - ②数学については、知識・技能を実生活の場面で活用する力に課題
 - ③科学については、国際的にみて上位グループにあるもの、興味・関心が低い

これまでの教育改革の主な取り組み

○中央教育審議会における検討

- 「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」
（平成15年3月20日答申）

○教育基本法の改正（平成18年12月）

- 我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、国民の共通理解を深め、社会全体で教育改革を推進することを目的
 - ・今日求められている教育の目的・目標の明示
 - ・「生涯学習の理念」「教育の機会均等」について規定
 - ・新たに「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定
 - ・教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定

○教育3法の改正（平成18年6月）

→学校教育法等の一部改正

- ・教育基本法の改正を踏まえ、義務教育の目標を定め、各学校種の目的・目標規定を見直し
- ・校長・教頭以外はすべて一般教員であるという「鍋ぶた構造」を改め、学校の組織運営体制を確立するため、副校長・主幹教諭・指導教諭という新たな職を設置

→地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

- ・教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実と教育における地方分権の推進
- ・法令違反等の場合の是正・改善の指示など国の責任の果たし方について規定
- ・私立学校に関する教育行政のあり方の改善

→教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正

- ・教育職員の免許状に更新制を導入
- ・指導が不適切な教諭等に対する人事管理に関する規定を整備

今後の教育改革の方向

○学習指導要領の改訂

- 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成
- 知識、技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、授業時数を増加
- 道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成
 - ・国語、社会、算数・数学、理科、外国語、保健体育の授業時数を10%程度増加
 - ・週当たりのコマ数を、小学校について低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ、中学校について週1コマ増加
 - ・言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育の充実

○教員が子どもと向き合う時間の拡充

- 業務の複雑困難化、家庭・地域の変化により、教員の多忙化が進展
 - ・1ヶ月当たりの残業時間は平均で約34時間（40年前の同種の調査では平均8時間）
- 教育改革のためには、社会総がかりで教育全般の改革に取り組むとともに、優れた教員を確保し、頑張る教員を支援する体制が必要
 - ・教職員定数の改善（1,195人（平成20年度予算））
 - ・退職教員等の外部人材の活用（7,000人（平成20年度予算））
 - ・地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し地域全体で子どもたちを育む環境を整備（全国1,800カ所で整備（平成20年度予算））

○教育振興基本計画の策定

- 改正教育基本法に基づき、政府として教育の振興を総合的かつ計画的に推進するため、今後10年先を見通しつつ、平成20年度からの5年間を期間として策定中

新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について (中央教育審議会 答申の概要) (抄)

第1章 教育の課題と今後の教育の基本方向について

1 教育の現状と課題

- 我が国社会は大きな危機に直面。自信喪失感や閉塞感の広がり、倫理観や社会的使命感の喪失、少子高齢化による社会の活力低下、経済停滞の中での就職難。
このような危機を脱するため、政治、行政、司法、経済構造等の抜本的改革が進行。創造性と活力に満ち、世界に開かれた社会を目指し、教育も諸改革と軌を一にする大胆な見直し・改革が必要。
- 教育は危機的な状況に直面。青少年が夢を持ちにくく、規範意識や道徳心、自律心が低下。いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊が依然として深刻。青少年の凶悪犯罪が増加。家庭や地域の教育力が不十分で、家族や友人への愛情をはぐくみ、豊かな人間関係を築くことが困難な状況。初等中等教育段階から高等教育段階まで学ぶ意欲が低下。初等中等教育における「確かな学力」の育成と、大学・大学院における基礎学力、柔軟な思考力・創造力を有する人材の育成、教育研究を通じた社会貢献が課題。
- この半世紀の間、我が国社会も国際社会も大きく変化。国民意識も変容を遂げ、教育において重視すべき理念も変化。
- 直面する危機の打破、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、教育の在り方の根本までさかのぼり、普遍的な理念は大切にしつつ、今後重視すべき理念の明確化が必要。その新しい基盤に立ち、各教育分野にわたる改革が必要。

2 21世紀の教育が目指すもの

- 「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すため、これからの教育は、以下の5つの目標の実現に取り組むことが必要。
 - ① 自己実現を目指す自立した人間の育成
 - ② 豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
 - ③ 「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
 - ④ 新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
 - ⑤ 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

3 目標実現のための課題

- 教育関連法制の見直しにまでさかのぼった改革の中で、教育の諸制度・諸施策の見直しとともに、具体の施策を総合的、体系的に位置付ける教育振興基本計画の策定による実効性ある改革が必要。
- 教育は未来への先行投資であり、教育への投資を惜しまず、必要な施策を果敢に実行することが必要。